

甲南大学の体育実技における学修支援に関する報告（2017-2019年度）

鷗 木 千加子*

Report on Study Support in Physical Education Practices at Konan University (FY2017-2019)

Chikako IKARUGI

キーワード：障がい者学修支援，障がい者体育実技，合理的配慮，共生社会

はじめに

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による大学等における障害のある学生の学修支援に関する実態調査によれば、2019（令和元）年5月1日現在における障がいのある学生数は37,637人であり、全学生数の1.17%であった（注1）。前年度の調査から3,835人の増加となり、障害者差別解消法施行以降、障がい学生の把握が進んでいる。大学等では、障がいのある学生の在籍者数が増加しており、今まで以上に、これらの学生の学修支援体制の整備が急務となっている。

2005（平成17）年、「発達障害者支援法」の施行により、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状況に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする（第8条）」が明文化され、大学においても発達障害者への支援が求められるようになった。2013（平成25）年には、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）が制定され、2016（平成28）年4月から施行された。さらに、2015（平成27）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議

決定した。国内におけるこうした動きは、「合理的配慮の提供」により、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すものとして、大学においても障がいの有無に関わらず学ぶことができる環境整備が求められるようになった。

本学では、2012（平成24）年9月、「甲南大学学生支援方針」により、心身に個別の事情があり学生生活に困難を抱えている場合は支援を行うことを示した。また、2018（平成30）年9月には、「甲南大学障がい学生支援方針」により、在籍する全学生が、障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に発揮できる環境を整備することを基本理念とすることを定めた。さらに、2019（令和元）年12月には、「甲南大学障がい学生支援方針」に基づき、「甲南大学障がい学生支援ガイドライン」を定め、組織的な支援体制により、組織的に支援することが示された。

本学で体育実技を行う保健体育科目では、2004（平成16）年度より病気や怪我、障がいがある等の事情により実技を受講する上で支援や配慮が必要な学生に対して、個別な対応を行う「個別対応」を実施している。体育実技において、通常の授業プログラムへの参加が困難である学生に対する環境整備としての支援体制を構築したことは、他大学に先駆けた取り組みであった。その後、本学において障がいのある学生が学ぶための環境整備に取り組む中で、全学的支援体制による組織

*甲南大学 共通教育センター

的な支援体制のもとで、障がいのある学生への合理的配慮として、また通常クラスにおける実技への参加が困難な学生への支援として、「個別対応」を実施している。

本稿は、2017年度から2019年度の体育実技における学修支援である「個別対応」の実態を報告するものである。

1. 本学における学修支援体制

2009（平成21）年度、障がいのある学生の支援に必要な方策、体制、設備等を検証、審議し、障がいのある学生の支援に係る全学的な取り組みを推進する学生生活支援委員会が設置された。それに伴い、2006（平成18）年度から学生部長の下で定期的に行われてきた学生支援に関する連携会議は、学生生活支援小委員会として全学委員会の下位組織に位置づけられることになった。また、2017（平成29）年9月からは、病気や障がいのある学生を支援する専門部署であるYOUステーションが稼働し、支援についての相談に応じ、当該学生の所属学部、関係部署、修学支援コーディネーター等が連携して修学環境を整えることに取り組んでいる。このように、本学では、病気や障がいのある学生に対して組織的に支援する体制が整えられてきた。

保健体育科目の「個別対応」を担当する個別対応担当教員は、学生生活支援小委員会の構成員とされている。個別対応担当教員は定期的に開催される委員会に参加し、各部署と連携をはかりながら保健体育科目における「個別対応」に取り組んでいる。

2. 保健体育科目の教育目標と授業内容

保健体育科目を開講するスポーツ・健康科学教育研究センターでは、「スポーツおよび健康に関する教育を通して、一人ひとりが生涯にわたって自己の心身の健康と向き合う姿勢を育むと共に、健全な社会を創ることに貢献できる素養を育成する」という教育理念に則り、徳・体・知のバランスの取れた人間力の育成をめざした教育に取り組んできた。2020年度、改組によりスポーツ・健康科学教育研究センター所属の教員は共通教育センター所属スポーツ・健康科学教育研究

センター兼任研究員となり、保健体育科目は共通教育センター開講科目となった。

保健体育科目の教育目標は、「生涯にわたって、スポーツに親しみ、心身共に健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現に寄与できる素養を身につけた人材育成を目指す」である。本学にある8学部の内7学部に必修科目である「基礎体育学演習」（通年2単位）をおき、体力テスト・スポーツ種目実技・健康リテラシー講義で構成される授業を実施している。マネジメント創造学部では、「スポーツ科目」（半期1単位）を開講し、必修である2単位を取得する中で「基礎体育学演習」と同様の内容を学ぶ。必修科目単位取得後の選択科目「生涯スポーツ」（マネジメント創造学部では「スポーツ科目」2単位取得以降）では、スポーツ種目のルールや基礎技能を身につけ、生涯にわたってスポーツに親しむことができる能力を養成することを目指している。また、基礎共通科目、キャリア創生共通科目、学部開設科目に、スポーツ・健康関連の科学的知識を学ぶ講義が開講されている。

3. 体育実技における「個別対応」による学修支援

1) 「個別対応」導入の経緯と手続き

本学では1951（昭和26）年の開学以来、体育実技を必修科目としておいている。1991（平成3）年に大学設置基準が改正され、一般教育と専門教育の区分、一般教育内の科目区分（一般（人文・社会・自然）、外国語、保健体育）が廃止されたことにより、多くの大学において体育実技を必修科目から選択科目としたが、徳・体・知のバランスの取れた人材の育成を目指す本学においては、現在に至るまで一年次必修科目としている。

このように長年にわたり全学部学生を対象とした体育実技を担当してきた中で、授業担当教員間において、通常の授業に参加することが困難な学生、あるいは通常の授業に参加するには配慮や支援が必要な学生がいることについて議論されるようになった。2002（平成14）年度、個別な対応が必要な学生に対して配慮を行うことが保健体育研究室会議（注2）において承認さ

れ、その学生への学修支援としてマンツーマンの授業を実施する個別な対応が行われた。この時は単独の学生への対応であったが、2004（平成16）年度からは、「個別対応」を体育実技における支援体制として導入することがスポーツ・健康科学教育研究センター教授会で承認された。

2) 「個別対応」の手続き

「個別対応」は、入学時または入学後に、本人または保護者から申請があった場合、個別対応担当教員による面談、教授会（2020（令和2）年度からは教員会議）の審議を経て認められる。

「個別対応」についての受講生への周知は、「事情により通常の授業内容に参加することに問題や不安がある人は相談すること」を、『授業要項』、シラバス、保健体育科目テキストである『スポーツ・健康科学BOOK』に記載すると共に、各授業ガイダンスにおいて伝えている。

本学における組織的な支援体制が構築されるまでは、学生部、教務部、学生相談室、各学部等との連携や、健康診断時における保健体育科目相談窓口の設置、再履修登録時における相談窓口の設置、授業担当教員との連携等により、「個別対応」への「入口」を設けてきた。これは、前述の周知方法だけでは申請に至ることができない学生が一定数潜在していることが考えられたためである。2019年7月以降は、YOUステーションとの連携により、支援を必要とする学生への対応ができるようになった。病気や障がいのある学生はYOUステーションに相談の上、必要に応じて支援申請書等の書類を提出し、学修支援コーディネーターと面談の上、実施する合理的配慮を決定している。体育実技は通常の座学とは異なる支援や配慮が必要なため、個別対応担当教員が面談の上、実施する配慮内容を決定している。

また、怪我や病気等により体育実技においてのみに配慮が必要な場合については、本人からの申し出により個別対応担当教員が面談を行い、具体的な配慮や授業内容について決定している。

4. 2017～2019年度の「個別対応」実施状況

1) 「個別対応」での受講状況

2017年度から2019年度の間、個別対応を行うことが承認された学生（以下、個別対応学生とする）は100名であった。年度別では、2017年度30名（該当科目の履修者数は2,304名）、2018年度29名（該当科目の履修者数は2,235名）、2019年度41名（該当科目の履修者数は2,141名）であった（注3）。

個別対応が認められた理由については、障がい、病気、怪我、心因性の理由により通常の受講が困難な場合、その他の5つに分類し図1に示した。図2は個別対応が認められた理由の年次推移を示している。複数年度にわたり履修し支援を受けた学生は合計12名であった。単位取得までに複数回履修した場合は年度毎に含まれており、対象3年間の延べ数は20名、対象3年間では1回の履修であるが2016年度以前に履修があった学生は3名であった。

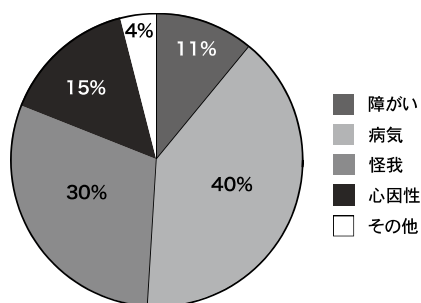


図1 個別対応が認められた理由（2017～2019年度）

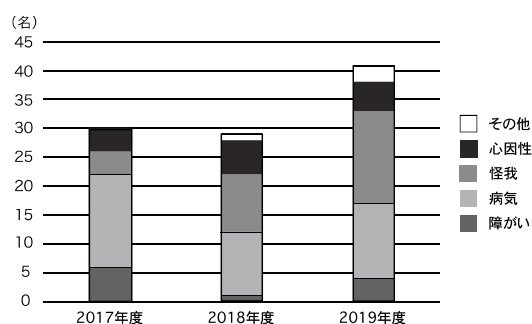


図2 個別対応が認められた理由（年次推移）

障がいにより配慮を行なった学生は3年間で11名であり、2017年度6名（身体的4名，身体的以外2名），2018年度1名（身体的以外），2019年度4名（身体的3名，身体的以外1名）であった。2019年度以降はYOUステーションとの連携により申請を受け付けた。病気により配慮を行なった学生は3年間で40名であり、2017年度16名，2018年度11名，2019年度13名であった。授業を通しての相談またはYOUステーションとの連携により申請を受け付けた。なお、自閉症，摂食障害等，心因性の理由に起因するが医師による病名診断がある場合は病気に含め，該当する学生は2017年度4名，2018年度2名，2019年度2名であった。怪我により配慮を行なった学生は，3年間で30名であり，2017年度4名，2018年度10名，2019年度16名であった。2016年度以前では年間7名が最大数であるため，2018年度以降増加傾向にあると言える。怪我の内容としては，2017年度はヘルニア，前十字靭帯断裂，骨折，靭帯損傷，肩関節包断裂等，2018年度はヘルニア，前十字靭帯断裂，骨折，靭帯損傷，アキレス腱断裂等，2019年度はヘルニア，前十字靭帯断裂，骨折，靭帯損傷，アキレス腱断裂，肩関節包断裂，関節炎等であった。体育会運動部の活動中における怪我も含まれているが，事故発生状況についての詳細をヒアリングしていないため，今後はこれらの把握により怪我予防に関する学内連携に繋げる必要があると思われる。心因的な理由により大学生活に困難を抱えている場合の配慮は，3年間で15名であり，2017年度4名，2018年度6名，2019年度5名であった。主として学生相談室との連携により申請を受け付けた。上記に分類できないその他の学生は3年間で4名であり，2018年度1名，2019年度3名であった。特別な障がいや疾病はないものの，主体性に乏しく，自ら学び問題を解決する力が十分に育っていないために授業への適応がうまくできない等であった。主として学生相談室と連携により申請を受け付けた。本報告においてはその他の数に含まれていないが，その他に該当する状況で「個別対応」の承認を受けた後に，障がいや病気の診断を受けた学生もいた。それらの学

生は障がい，または病気の数に含んでいる。

2) 体育実技における「個別対応」の実施内容

障がいのある学生が保健体育科目の教育目標を達成するためには，合理的配慮が必要である。本学における合理的配慮の考え方は，「『障害者の権利に関する条約（平成26年1月30日採択）第2条』の合理的配慮の定義及び『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別解消の推進に関する対応指針（文部科学省告示，平成28年4月1日適用）』をもとに配慮内容を検討し，その実施に伴う負担が過重でないときは，障がいのある学生の権利利益を侵害することがないように，当該学生のニーズに応じて，合理的配慮の提供に努めなければならない。」と「障がい学生支援ガイドライン」に示されている。

体育実技の授業における具体的な配慮内容については，個別対応担当教員が本人と面談して作成し，教授会（2020年度からは教員会議）で承認の上決定している。医師の診断がある場合は，その指示の下，具体的に行う内容や到達目標を本人の合意のもとで設定する。また，授業担当教員との連携や，個別対応教員が必要に応じて本人と面談やメール等でのやり取りを行うことにより，授業内容の適正化に取り組んでいる。このように学生が共に考え主体的に取り組んでいくことが「自己の心身の健康と向き合う姿勢を育む」ことに繋がると考えている。

図3は，2017年度から2019年度の間に実施した個別対応の実施方法を示したものである。また，実施方法の年次推移を図4に示した。なお，以下で述べている正課外プログラムへの参加は補講に含めた。

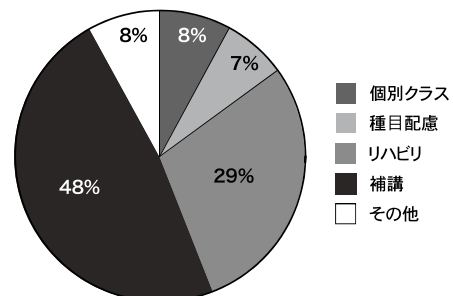


図3 個別対応の実施方法（2017～2019年度）

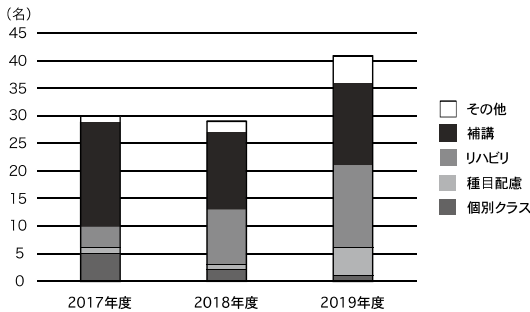


図4 個別対応が認められた理由（年次推移）

①障がいのある学生の場合の配慮

「障がい学生支援ガイドライン」に基づく合理的配慮として、必要に応じてスチューデント・アシスタント（以下、SAとする）を配置したり、通常クラスでの実技実施が困難な場合は少人数クラス（個別対応クラス）での実技を実施した。また、保健体育科目担当の専任教員が実施している正課授業外の学内プログラム（プレミアプロジェクト・こうなんSMILE実践プログラム、以下SMILE実践プログラムとする）への参加を授業振替内容とした。このプログラムは、本学の学生及び教職員の希望者が参加するものであり、ヨガ&ピラティス、バドミントン、卓球、バスケットボール等が行われている。SMILE実践プログラムへの参加を授業振替内容として認めることで、障がいのある学生が取り組むスポーツ種目の選択肢を増やすことができた。

身体的な障がいのある学生が実施した授業内容は、風船バレー、バドミントン、卓球であった。風船バレー実施のケースは、2名は履修学生が参加できる曜日時に個別対応クラスの授業を実施し、SAのサポートを受け取り組んだ。1名は当該学生が所属する学部の「基礎体育学演習」の時にSAのサポートを受け実施した。バドミントン実施のケースは、2名はSMILE実践プログラムへ参加した。履修者はSAのサポートを受けて実技に取り組むだけでなく、プログラム参加者と一緒にプレイする機会を持つことができた。1名は当該学生が所属する学部の「基礎体育学演習」の時に実施した。風船バレー受講者と同じ学生

であり、年度途中に通常行う種目選択（後期種目）として実施した。ここでは、SAのサポートを受けるとともに、「授業サポートボランティア」（資料）の参加を受け付けた。「授業サポートボランティア」については、教授会及び学生生活支援小委員会で検討し募集実施に至った。2名のボランティアが継続的に参加してくれたことにより、技術や体力の向上だけでなく、コミュニケーション力を身につけるための授業内容とすることができた。卓球実施のケースは、SAのサポートを受けながら、通常クラスの授業に参加した。SMILE実践プログラムバドミントン受講者と同じ学生で、年度途中に通常行う種目選択（後期種目）として実施した。なお、2名については、本人の希望により、選択する種目の配慮を行い通常クラスで受講した。

身体的以外の障がいのある学生は、3名がSMILE実践プログラムへ参加した。内2名がバドミントン、1名がヨガ&ピラティスを選択した。また、1名は選択する種目の配慮を行い通常クラスで受講した。

②病気により通常の実技ができない場合の配慮

病気により通常クラスの実技への参加が困難な学生は40名であった。この場合は、医師の診断に基づき、種目配慮、少人数クラスでの受講、SMILE実践プログラムへの参加等、運動量の調整が可能な種目への参加を授業内容とする配慮を行なった。実施内容については、本人が医師や個別対応担当教員と十分に相談しながら主体的に取り組むことを重視して決定した。35名がSMILE実践プログラムヨガ&ピラティスに参加、1名がSMILE実践プログラム卓球に参加、1名が手術後の体力回復のためにトレーナーによるリハビリを受けた。また、1名が個別対応クラスで受講、2名が種目選択の際に配慮を受けた。個別対応クラスでは、ストレッチを中心とする授業内容を実施した。また、病気により日光を避ける必要がある場合は、通常クラスで受講するが屋外での授業についてはSMILE実践プログラム（ヨガ&ピラティス、卓球）に参加した。

③怪我により通常の実技ができない場合の配慮

怪我により1ヶ月以上にわたり実技ができない学生は30名であった。この場合は、医師の許可を得た上で、本学のトレーニングルーム在中のトレーナーによるリハビリテーションを実施して授業振替内容とした。「基礎体育学演習」では、授業内容としてトレーニングの基礎知識やトレーニングルームの利用方法についての講義を取り入れており、学内でのトレーニングルーム利用を促進し、健康や体力の維持増進に効果を上げることにトレーナーと協力して取り組んでいる。リハビリテーションを授業振替とする場合は、トレーナーと個別対応担当教員が連携をはかりながら進めるが、本人が医師やトレーナーと十分に相談しながら主体的に取り組むことを重視した。また、回復状況により通常クラスの受講に戻る場合もあった。

④心因性の理由により通常の受講が困難な場合の配慮

心因性の理由により大学生活に困難を抱えている学生は、学生相談室との連携により配慮を行った。こうした学生は、強いストレスや対人関係から大学生活に適應できていない状況にある。体育実技では周囲とのコミュニケーションを大切にしているが、そのことが状況を悪化させることに繋がる可能性もあるため、過度のストレスを与えない種目やクラスで受講できるようにした。9名がSMILE実践プログラムヨガ&ピラティスに参加、1名がSMILE実践プログラム卓球に参加、4名が個別対応クラスで受講した。個別対応クラスでは、ストレッチ、ウォーキング、レポート等の授業内容を実施した。なお、1名は通常クラスで受講し、体調によって一部をレポートで対応した。

⑤その他

特別な障がいや疾病はないものの、主体性に乏しく、自ら学び問題を解決する力が十分に育っていないために学生生活への適應ができない学生については、学生相談室との連携により、少人数での対応から徐々に参加可能なクラスでの受講に移行していく等、個別なニーズに応じた対応を行なった。

5. まとめと今後の課題

2004（平成16）年度から始められた保健体育科目における「個別対応」は、通常クラスでの実技参加が困難な状況にある学生への支援として始められた。当初は、全学的な支援体制は整っておらず、主として学生部や学生相談室との連携により対応を行なった。

2005（平成17）年に「発達障害者支援法」が施行され、発達障害者の障害の状況に応じ、適切な教育上の配慮をすることが明文化され、大学において発達障害者への支援に取り組むことになった。しかし、実技科目において支援が必要だと思わる学生は多様であり、それらに対する連携は必ずしもスムーズであったとはいえず、非公式な連携によって取り組まれる状況であった。また、個別対応の申請は、様々な「入口」を設ける工夫をしていたが、全学部が存在が想定される配慮が必要な学生に対して十分に情報が届く状況にはなっておらず、特に主体性が乏しい学生は必要な支援や配慮を求めることに対しても主体的に行動することができず、適切な教育上の配慮に結びつけるための「入口」をどのように設けるかが課題であった。

2009（平成21）年に、本学において「学生生活支援委員会」が設置され、2006（平成18）年から行われていた学生支援に関する非公式の連携会議は、「学生生活支援委員会小委員会」として位置付けられ、各部局との情報共有や連携のあり方は一歩前進した。さらに2019（令和元）年9月にYOUステーションが設置されたことにより、病気や障がいのある学生への「個別対応」がYOUステーションとの連携によりスムーズに行われるようになった。また、授業を通しての相談を「入口」として、学生に学生相談室やYOUステーションに相談することを促し、全学的な支援に繋げることもスムーズになった。全学的な組織体制が確立され、保健体育科目における個別対応担当教員が学生生活支援小委員会の構成員とされていることにより、双方向のやり取りができ、関連部署と連携をはかりながら体育実技における支援や配慮を行うことが可能になると共に、保健体育科目を「入口」として全学的な支

援に繋げることがスムーズにできると言える。

体育実技は、スポーツ種目に取り組み技能を身につける中での学びが重要であるが、仲間と共に取り組む中で楽しくスポーツができる場を創出する力やコミュニケーション力をつけることも重要である。障がいのある学生の場合は、「個別対応」で授業行うことによりクラスが少人数であったり、場合によっては受講生とSAのみとなる場合もある。SMILE実践プログラムとの連携、授業サポートボランティアの参加等により、障がいのある学生の授業においても、保健体育科目の教育目標を達成するためにプログラムを充実させることができたと考える。

様々な学生に対して、個々の状況にあった授業内容を提供しようとする場合、固定されプログラムではなく、個々の状況に応じて作成していく必要がある。体育実技として教育効果をあげることができるプログラムとするためには、単独の授業内で対応するだけでなく、授業を構成する内容や工夫の方法の基盤が、より多くの選択が可能であるように整っていることが望ましい。「徳・体・知」のバランスの取れた人材を育成するために実施されている正課以外の教育プログラム等と連携することは、効果的な授業内容の作成のために有効である。そのことは、障がいのある学生の教育において効果的であるだけでなく、障がいのない参加

者にとっても障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すための教育となる。充実した「個別対応」プログラムを安定的に提供できる体制をつくるのが今後の課題である。

(注1) 独立行政法人日本学生支援機構は、全国の大学等における障害学生支援に関する取組への支援を検討する上で欠かせない障害のある学生の現状及び支援状況の把握のため、「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を2005（平成17）年度より毎年実施している。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html（2021年1月5日閲覧）

(注2) 保健体育科目担当は、2003年度までは保健体育研究室であった。2004年度に改組によりスポーツ・健康科学教育研究センターとなった。

(注3) 履修者数は該当年度末の数字であり、履修したが開講途中で休学・退学した学生は含まれていない。

「基礎体育学演習」授業サポートボランティアの募集！

毎週 水曜日 2限目

授業実施期間が対象
日程詳細 はスポ健まで



**募集は各日
1回だけの参加可**

【種目】風船バレー
【場所】iCommons4階P5
【募集人数】1回につき4名まで
【対象】甲南大生

申し込み及び問い合わせ先
スポーツ・健康科学教育研究センター
事務室（3号館1F教務系オフィス内）

<スポーツ・サーティフィケートポイント>

「基礎体育学演習授業サポートボランティア」に参加した場合、スポーツサーティフィケート選択領域「協働力」スポーツボランティア（個人参加）ポイントとなります（1回参加で1ポイント）。



資料 授業サポートボランティア募集案内